

ロシア兵の罪と罰： デカブリスト時代の第2軍の場合

松村 岳志

本稿は、1820年代前半、すなわちデカブリスト叛乱直前に、概ねトルコ国境に展開していた第二軍における、下士官兵の犯罪内容と処罰内容との関係を分析する。当時第二軍の参謀長を務めていたペ・デ・キセリョフは、デカブリストと極めて深い関係を持ちつつ、デカブリスト陰謀発覚時には辛くも追求を逃れ、ニコライ1世朝で農民の待遇改善に尽力し、1861年の農奴解放への道を切り開いた人物である。資料としてはこれまでほとんど全く研究対象とされなかった軍法会議判決抜粋を利用したが、そこに収められた判決は552件で、被告合計は836人であった。分析の結果、軍当局が軍紀違反者よりも一般刑法犯に重罪を課していたことが判明した。これは平時の国軍将兵が、戦闘集団の一員であることよりも、社会の平和的な一員であることを期待されていたことを示している。

1. はじめに

(1) 本稿の意図と先行研究

本稿は軍事クーデターとしてのデカブリスト叛乱の背景をめぐる研究の一部分である。

ロシア国軍士官の日常生活については、いくつか先行研究がある⁽¹⁾。しかし下士官兵の日常生活の研究は、その経済的側面⁽²⁾以外は極めて手薄であり、管見の限りブランドとツェロルンゴのものしかない⁽³⁾。

(1) Аурова Н. Н. *От кадеты до генерала*, Москва, 2010; Волков С. В. *Русский офицерский корпус*, Москва, 1993.

(2) 経済的側面に関する研究としては以下のものがある。John Bushnell, *The Russian Soldiers' Artel', 1700-1900: A History and Interpretation*, Roger Barlette (ed.) *Land Commune and Peasant Community in Russia: Communal Forms in Imperial and Early Soviet Society*, Macmillan, 1990, pp. 376-394; John L. H. Keep, *Soldiers of the Tsar: Army and Society in Russia 1462-1874*, Oxford, 1985; Elise Kimerling Wirtschafter, "The Lower Ranks in the Peacetime Regimental Economy of the Russian Army, 1796-1855," *Slavonic and East European Review*, 64, no. 1, 1986, pp. 40-65; Elise Kimerling Wirtschafter, *The Ideal of Paternalism in the Prereform Army*, Ezra Mendelsohn and Marshall S. Shatz (eds.), *Imperial Russia 1700-1917: State, Society, Opposition: Essays in Honor of Marc Raeff*, Northern Illinois University Press, Dekalb, Illinois, 1988, pp. 95-114.

(3) Брандт П., Женатые нижние чины, *Военный сборник*, т.16, 1860, стр. 357-378; Целорунго Д. Г., Служебная карьера офицеров русской армии 1812 г. – выходцев из различных регионов России и стран зарубежья (по формулярным спискам), *Материалы VI международной научной конференции «Отечественная война 1812 года. Источники. Памятники. Проблемы»*, посвященной 185- летию Бородинского сражения 1997г., Бородино, 1998;

この分野では筆者もいくつかの業績があり⁽⁴⁾、これらは第2軍でクーデターを目論んだ陰謀家たちの一方の雄である当時の第16師団長エム・エフ・オルロフ少将を中心に、当時の国軍下士官兵の勤務への動機付け、体罰についての士官団の見解、下士官兵と士官との関係等を論じている。特に2013年の二つの論文と2017年の論文では、国軍の精神的伝統や下士官兵の社会的関係を分析したが、そこで得られた結論は、第一に国軍が国民的軍隊を標榜していたこと、第二に士官と下士官兵とが経済面も含めて家父長的關係で結びつき、強固な連帯感で結ばれていたこと、第三に国軍将兵と彼らに収奪される地域住民との関係が緊張に満ちたものだったことである。

本稿はこの時代の第2軍将兵の犯罪とこれに対する処罰の分析を通じて、これまで得られた三つの結論の妥当性を確認するものである。

(2) 資料とその限界

本稿の主な資料は1819-1825年の第2軍命令書⁽⁵⁾である。その内容は主に士官の休暇や昇進の通知である。ただし、1820年以降の第2軍命令書には、第2軍下士官兵の軍法会議に関する記録が含まれている⁽⁶⁾。それが、「命令書某号に添付されたる、第2軍総司令官の承認せる、下士官兵に対する軍法会議判決の抜粋」(Выписка к приказ № NN из confirmаций господина Главнокомандующего, последовавших по военно-судным делам над нижними чинами, 以下「軍法会議判決抜粋」)である。1819-1825年の軍法会議判決抜粋には合計552件の軍法会議判決が示

Целорунго Д. Г., *Офицеры русской армии – участники бородинского сражения*, Москва, 2002; Целорунго Д. Г., Социальный и антропологический облик рекрутов российской армии эпохи отечественной войны 1812 года, *Отечественная война 1812 года: источники. памятники. проблемы: материалы XVI Международной научной конференции, 6-7 сентября 2010 г.*, Можайск, 2011.

- (4) 松村岳志「大改革前のロシアの兵士」『越境 世界の諸相』早稲田大学出版部、2013年3月、133-165頁；松村岳志「大改革以前のロシア帝国国軍の精神」『ロシア史研究』第92号、2013年5月、76-89頁；松村岳志「1810～1820年代のロシア国軍における体罰」内田日出海、谷澤毅、松村岳志編『地域と越境』春風社、2014年、162-195頁；松村岳志「1822年の第16歩兵師団における軍事クーデター予備事件(ラエフスキー事件)」『ロシア史研究』第96号、2015年6月、3-25頁；松村岳志「デカブリスト叛乱直前の下士官兵をとりまく社会関係：ロシア国軍第2軍の場合」『社会経済史学』第83巻第3号、2017年11月、355-380頁；松村岳志「1820年代前半のロシア国軍第二軍に関する一次資料」『渡部茂先生古希記念論集』学文社、2018年3月、216-230頁；Мацумура Т., Экономические связи между офицерами и нижними чинами во 2-й армии в эпоху декабристов, Ильин П. В. (Сост.), *Историческая память России и декабристы 1825–2015*, СПб., 2019, стр. 268-277.
- (5) *Приказы по 2-й Армии*, М. Тульчин и др. 1819-1825.
- (6) *Приказы по 2-й Армии*: Марта 26 1820 № 38, Апрель 18 1820 № 50, Июля 25 1820 № 85, Августа 19 1820 № 95, Декабря 28 1820 № 120, Мая 31 1821 № 43, Сентября 7 1821 № 61, Декабря 31 1821 № 101, Мая 28 1822 № 69, Сентября 6 1822 № 99, Декабря 31 1822 № 150, Мая 3 1823 № 74, Октября 11 1823 № 143, Декабря 30 1823 № 183, Мая 4 1824 № 84, Сентября 5 1824 № 156, Декабря 31 1824 № 236, Мая 16 1825 № 77, Сентября 13 1825 № 122, Декабря 31 1825 № 174.

されており、登場する被告は合計836人である。ただし、この資料にはいくつか問題があって、網羅的な資料とは必ずしも言えない。

第一に、内容の濃淡が非常に大きい。ある事例では、単に脱走回数のみが、あるいは、「窃盗」(воровство, кражаないし промотание)などの罪状が簡単に述べられている程度だが、別の事例では脱走の具体的状況や窃盗被害者、さらに被害金額まで記載されている。述べられている出来事の何が、どんな法令を根拠に罪状を構成するのも不明確である。本稿で筆者が整理した罪状は、当時の法令で公式に認められていたものではなく、資料にあった事由をそのまま転記したものである。

第二に、特定の犯罪に対する軍法会議判決が出されたおおむねの時期は判明するものの、犯罪そのものがいつ行われたのかについての記述はほとんどない。それどころか犯罪の認知に関する資料も欠けている⁽⁷⁾。従って、犯罪の数量的変化の分析は不可能である。

(3) 第2軍の展開地域と編成

1818年当時、ロシア国軍には2つの軍が存在した。北部の第1軍と南部の第2軍とである。プロイセン国境の第1軍は5個軍団より、トルコ国境の第2軍は2個軍団よりなっていた⁽⁸⁾。第2軍の編成当初の構成は現在のところ筆者にはわからない。1819年1月1日から1820年6月7日⁽⁹⁾までの間に師団名称の変更や一部の連隊の異動があり、1820年6月の戦闘序列は付録1、2、3の通りである。すなわち、第2軍を構成する二つの歩兵軍団のうち、第6歩兵軍団は2個歩兵師団と1個砲兵師団とから、第7歩兵軍団は4個歩兵師団と1個竜騎兵師団、1個砲兵師団とからなっていた。

第6、第7軍団にはそれぞれ工兵大隊、架橋大隊、憲兵隊、輜重中隊、病院、廃兵部隊が付設されていた。付録1が示すこの戦闘序列は、ナポレオン戦争から第2次世界大戦にかけての近代陸軍としてはありきたりのものである。歩兵は、定数通りであれば、4個中隊で1個大隊、3個大隊で1個連隊、2個連隊で1個旅団、3個旅団で1個師団を編成するので、1個師団=3個旅団=6個連隊=18個大隊=72個中隊となる⁽¹⁰⁾。

ここで上げた諸兵科中、開隊地名を冠した⁽¹¹⁾歩兵連隊ないしマスケット銃連隊は銃剣突撃を

(7) ある時点である部隊に兵員が実際何人いたのかの資料も存在しない。Keep, John L. H. *Soldiers of the Tsar: Army and Society in Russia 1462-1874*, p. 9.

(8) Киянская О. И., *Южное общество декабристов: Люди и события*, Москва, 2005, стр. 37. 第1軍の展開領域は第2軍の背後のキエフ県にまで及んでいた。こうした部隊の一つが1826年1月に叛乱を起こす第1軍第3軍団隷下のチェルニゴフ連隊である。なお、ここでいう軍(армия)は、国家の外向け暴力装置一般ではなく、その一部をまとめた単位である。軍は複数の軍団(корпус)から構成される。

(9) *Приказы по 2-й Армии: Июня 7 1820 № 68*.

(10) ただし、歩兵連隊、猟兵連隊の第2大隊は、当該時期にあつては士官、下士官は定数をそろえているものの、兵は定数の三分の一が普通だったようである。本稿付録3及び注67を参照せよ。

(11) Бескровный Л. Г., *Русская армия и флот в XIX века*, Москва, 1973, стр.10; Штабс-капитан Маринов (сост.),

主な任務としており、番号を冠した猟兵連隊は、散開しての狙撃を主な任務としていた⁽¹²⁾。猟兵連隊には、1770年代から命中精度の高い小銃が優先的に配備されていたとする研究者もいる⁽¹³⁾。しかし、1823年6月11日の第2軍命令書第110号に添付された表2には、歩兵連隊への新品小銃交付にあたり、余剰となった中古小銃を猟兵連隊に交付している事例が見られ⁽¹⁴⁾、当時の第2軍では、少なくとも装備面では、歩兵連隊と猟兵連隊との区別はなされていなかった模様である。また付録3に見られるように歩兵連隊・猟兵連隊の各大隊の最初の中隊は擲弾兵中隊となっていた。擲弾兵は、本来、小銃ではなく手榴弾を主な兵器とする勇猛果敢な白兵戦専門兵士を指すが、ある時期以降の旧ドイツ第三帝国陸軍歩兵がなべて擲弾兵と呼ばれたように、当時のロシアでも単なる名誉称号であった。擲弾兵部隊は近衛軍に次ぐエリート部隊とされ、第2軍諸連隊の兵員の中でも優秀なものは次々と引き抜かれて、近衛軍や擲弾兵部隊に送られた⁽¹⁵⁾。ただし、ここでいう精鋭とは戦闘に習熟したという意味ではなく、閲兵に習熟したという意味である⁽¹⁶⁾。

第2軍の命令書は、隷下各部隊の司令部所在地や演習時の集合地点に関する情報も含む⁽¹⁷⁾。これに基づいて筆者がグーグルマップを用いて作成したのが、1819-1825年の第2軍歩兵師団の駐留地を示す付録4である。これが示すように、少なくとも1819-1825年の6年の間、第2軍隷下諸師団の展開地域はかなり固定化している。

付録4でドニエステル川とプルート川との間の部分がベッサラビアである。ベッサラビア南部には主に第16師団が、同北部には第17師団が展開していた。実際、ベッサラビアでの疫病発生に際して、同地域を隔離すべく、ドニエステル川沿いに設けられた防疫線の維持を命じた1819年11月10日の命令第113号は、第13師団（のちに第17師団と改名）と第16師団とがこの任務を委ねられたと述べている⁽¹⁸⁾。また、1820年4月15日の命令第46号⁽¹⁹⁾では、第16、第17師団を統括する第6歩兵軍団長サバネーエフ中將に同年2月15日時点で防疫線業務遂行中の士官の名簿を提出することが命じられている。こうした記述によれば、防疫線業務についていたのは主にこの二師団である。従って、当時の第2軍では、第16、17師団が最も過酷な状況に置かれて

Краткая история (1796-1907) 37-го пехотного екатеринбургского Его Императорского Высочества великого князя Алексия Александровича полка, Лодз, 1907.стр.1-2.

(12) Бескровный Л. Г., *Русское военное искусство в начале XIX века*, Москва, 1950, стр. 8.

(13) Золотарев В. А., Межевич М. Н. и Скородумов Д. Е., *Во славу отечества Российского*, Москва, 1984, стр. 54.

(14) *Приказы по 2-й Армии*: Июня 11 1823, № 110, ВЕДОМОСТЬ 2-я.

(15) Заблочкий-Десятовский, А. П., *Граф П. Д. Киселев и его время*, т. 1, СПб., 1882, стр. 213.

(16) Золотарев В. А., Межевич М. Н. и Скородумов Д. Е., *Во славу отечества Российского*, стр. 57.

(17) *Приказы по 2-й Армии*: 1819 Февраля 16 № 26, 1819 Июля 29 № 74, 1819 Июля 30 № 76, 1819 Августа 16 № 88, 1820 Февраля 9 № 16, 1820 Мая 15 № 61, 1820 Мая 18 № 63, 1820 Августа 11 № 88, 1821 Марта 3 № 24, 1822 Мая 30 № 71, 1823 Марта 24 № 48, 1824 Апреля 24 № 78, 1825 Апреля 15 № 66. なお、1822年の第20師団隷下6個連隊の所在地については時間不足で資料を見ていない。

(18) *Приказы по 2-й Армии*: Ноября 10 1819 №113. 第13師団は1820年6月7日の命令第68号で第16師団と改名されたが、本稿では最初から第16師団として扱う（*Приказы по 2-й Армии*: Июня 7 1820 № 68.）。

(19) *Приказы по 2-й Армии*: Апреля 15 1820 № 46

いたはずである。

実際、1819年11月10日の命令第113号は、ドニエステル川に沿った防疫線で監視任務を遂行する第16、第17師団、およびヴァトカ連隊の下士官兵の糧食改善のために、糧食給付金(порционные деньги)の給付を求めている⁽²⁰⁾。また、1820年4月15日の命令第46号⁽²¹⁾はベッサラビアに展開する各部隊、およびドニエステル川防疫線監視中の各部隊に対し、肉と酒の特別支給が毎週3回行われると述べている。この肉と酒の支給は下士官兵のみに対するもので、これとは別に1820年12月8日の命令第116号⁽²²⁾では、プルート川、ドナウ川、ドニエステル川で防疫線業務にあたる士官の俸給を、三分の一上乘せすることが命じられている。付録4の示す通り、ドニエステル川を越えて、第17師団のさらに北東側に展開するのが第18、第19師団である。

他方第20師団は、国境から遠いクリミア半島全体及びその基部に駐留している。いくつかの命令書は、第20師団全体を軍予備(Резерв Армии)と呼んでいる⁽²³⁾ので、第20師団は戦闘部隊固有の任務という点では最も安逸な状態にあったはずである。しかし、クリミア半島南部では風土病が蔓延しており、同師団に大きな損害を与えていた⁽²⁴⁾。

(4) 国外脱走兵死刑命令とその顛末

1819年5月17日にペ・デ・キセリョフ少将を参謀長に迎えた⁽²⁵⁾第2軍は様々な改革に乗り出す。それは、教育大隊設置⁽²⁶⁾、小銃整備体系改善、兵糧購入手続き整備、秋季大演習内容改訂など多岐にわたる⁽²⁷⁾が、国外脱走防止も目標の一つであった。第2軍総司令官ヴィトゲンシュタイン大將は、1820年3月5日の命令第25号で次の方針を示した。

「本命令公布日より、防疫線部隊からの脱走をはじめとして、国境外への脱走は、なべて交戦中の敵側への投降とみなし、大野戦軍管理規定第7章により本職に付与され、さらに1815年12月12日の法令により承認されたる権限により、該当者には死刑を宣告す。……勅令により本職に委ねられし軍に本命令を公布するにあたり、本命令を各中隊にて朗読し、上記犯罪が軍全体の恥辱となること、その根絶のためにこのたび採用する処罰の重さを下士官兵に知らしむことを命ずる」⁽²⁸⁾。

(20) Ноябрь 10 дня 1819, №113. なお、1820年3月8日の命令第29号により、クリミアの要塞に勤務する兵員にも糧食給付金が支給された (Приказы по 2-й Армии: Марта 8 1820 № 29)。

(21) Приказы по 2-й Армии: Апреля 15 1820 № 46.

(22) Приказы по 2-й Армии: Декабря 8 1820 № 116.

(23) Приказы по 2-й Армии: Марта 3 1821 № 24, Апреля 17 1821 № 28, Октября 20 1821 № 76, Апреля 15 1825 № 66.

(24) Приказы по 2-й Армии: Сентября 6 1822, № 99.

(25) Приказы по 2-й Армии: Мая 17 1819, № 53.

(26) О. И. Киянская, Южное общество декабристов, стр. 55.

(27) Давыдов М. А., Оппозиция Его Величества, М., 1994, стр. 71-73.

(28) Приказы по 2-й Армии: Марта 5 1820 № 25. 大野戦軍管理規定 (Учреждение для управления большой действующей армией) は1812年1月27日に発令された規定で、諸部隊の組織と管理のみならず、部隊の物的補給と財政支給とについての細かい指針を示す。Тиванов В. В., Финансы русской Армии (18 век-начало 20 век), Москва, 1993, стр. 62; Гаврилов С. В., Эволюция системы материального снабжения русской армии в первой четверти 19 века, СПб., 2008,

この命令を出した以上、第2軍司令部は、メンツにかけても国外脱走兵を死刑にせざるを得なくなった。これに合わせて、同年3月14日の命令第32号にはじめて添付された軍法会議判決抜粋では、以下のように述べられた。

「……今後は野戦法務総監の判決抜粋という形で、こうした判決を命令書に添付す。各中隊では全兵員を集め、これを朗読すべし。これにより全部隊の反省を求め、処罰の効果を強化せんとするものである……」⁽²⁹⁾。

これにより、1820年以降の命令書には軍法会議判決抜粋が添付された。命令第32号添付の判決抜粋には国外脱走兵は一人も拳がっていないが、同年7月には、ヴィトゲンシュタインは、拘留者中に、3月5日命令発令以降に国外逃亡した兵士を確認した。かくして国外脱走兵銃殺が告知される。それが以下の1820年7月25日の命令第85号である。

「本職は、第2軍に公布せる本年3月5日の命令にて、誓約に反して国外に逃亡し、あるいは外国を漂泊し、あるいは外国君主に勤務せる一部下士官兵が極めて恥すべき罪を犯せることを周知せり。

本職はこの対策により、軽蔑すべき逃亡者より、近隣諸国に逃亡潜伏せんとするものは、もはや一人も出ぬであろう、なんとなれば近隣諸国からの帰国者は死刑という不可避の処罰に値するのだから、と考へり。事実この命令の徹底で、国外逃亡は激減せり。本職はこの激減の原因が、指揮官たちの家父長的監督と、重要性をわきまえずに犯罪に手を染めかねぬ未熟な新兵への、古兵による間断なき監視ならんと考へる。されどいま、本命令公布後に国外逃亡せる兵士3人が帰還せり。第31獵兵連隊の何某、何某及びエカチェリンブルグ連隊の何某である。……本職は、軍法会議が彼らに下せる判決を、深き悲しみと共に承認し、大野戦軍法規に基づき、彼等を原隊にて銃殺するよう命ず。大隊長諸兄は下士官兵総員を大隊司令部に集結せしめ、本命令を朗読し、かくのごとき逃亡がいかほど恥すべきものであるか、違反者を待つ処罰がどれほど容赦なきものであるかを周知徹底すべし。……」⁽³⁰⁾。

その次の軍法会議判決抜粋は1820年8月19日の命令第95号に添付されていた。このときも国外脱走からの帰還者は多数であった。しかし、幸いにも1820年3月5日命令公布後に国外に脱走したものは一人もいなかった。

ところが、1820年12月28日の命令第120号に添付された軍法会議判決抜粋では、ヴィトゲンシュタインは3月5日命令公布後の国外脱走兵について、新たな方針を打ち出した。

「第1項 1820年3月5日の本件に関する命令発令後に国外脱走せる者への判決

第32獵兵連隊兵士、何某、何某、何某およびカムチャッカ連隊フーラ馬車運転兵何某は神と君主とに対する誓約への違反者として、法令を根拠とせる軍法会議の判決に則り、銃殺とす。師団長閣下の命令により、部隊臨席のもとで、軍法会議の判決に従い、死刑実施の全ての手順を整

стр. 38.

(29) *Приказы по 2-й Армии*: Марта 14 1820 № 32.

(30) *Приказы по 2-й Армии*: Июля 25 1820 № 85.死刑囚氏名は筆者が省略した。

えるべし。ただし、ロシアの兵士への慈悲が極めて大きく、他のものに対しては厳しくあるべき処罰も軽減される故をもって、脱走まで問題なく勤務せる第32猟兵連隊の兵士3人に対しては、最後の瞬間に赦免を申し渡し、第16師団第1旅団にて勤務せしむべし。以前に窃盗歴のあるフーラ馬車運転兵何某はヘルソン市要塞懲役に送致すべし」⁽³¹⁾。

こうして、ヴィトゲンシュタインの国外脱走兵死刑命令は一年もたたぬうちに例外を認めてしまった。こうなると、当初の意気込みは崩れてしまい、1821年5月31日の命令第43号添付の軍法会議判決抜粋には以下のように述べられている。

「……1820年3月5日の本件に関する軍命令……の発令後、政府が採用せる強制的手段により、所定の手続きを通じて、トルコおよびオーストリアより、様々な時期にこれら外国に脱走せる脱走兵19人が引き渡されり。軍法会議は野戦刑法典第2章第3項により、これら脱走兵に死刑を宣告せり。……神聖なる誓約と法令との違反者である脱走兵に対しては、軍法会議の判決を厳に適用すべし。さりながら、かくのごとき脱走兵に対して死刑を適用した結果、ベッサラビア駐留の部隊よりの脱走は著しく減少せり。これを考慮し、皇帝陛下が本職にゆだねし権限に基づき、以下の如く命じる。……」。

かくして19人の脱走兵は死刑にならず、既往に応じて軍籍除籍・シベリア懲役といった処罰を受けた⁽³²⁾。このあと、外国への脱走兵は死刑にするという1820年3月5日の命令は完全に空文となる。1820-1825年の第2軍命令書に現れる死刑執行命令は1820年7月25日の命令第85号に見られる3件のみである。

2 処罰の種類

下士官兵⁽³³⁾被告の総数を年度別に示したものが第1図である。多少の稼動はあっても、全体として大きな変動は見られない。

(1) 処罰内容の概観

処罰内容には3種がある。階級・身分に関するもの、体罰、そして体罰後の処遇である。

① 階級・身分に関する処罰 (第1表)

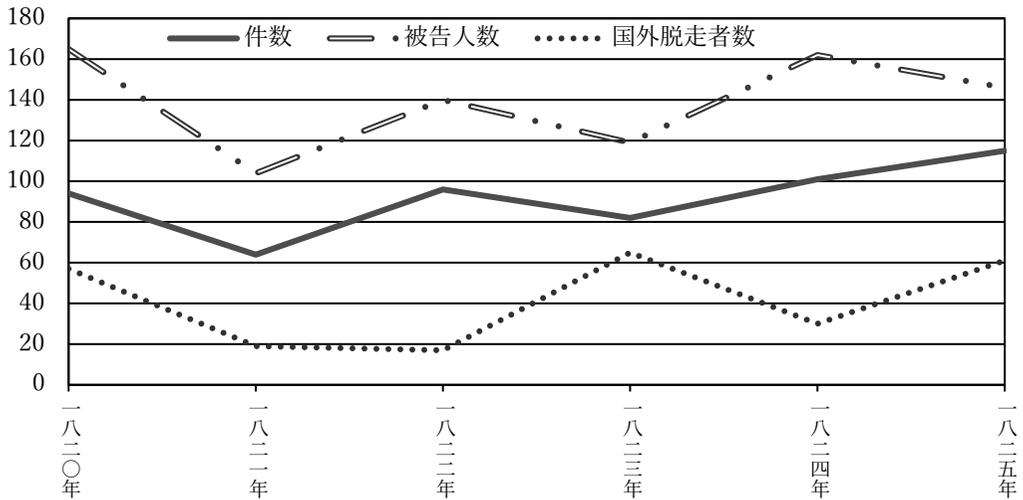
階級・身分に関する処罰としては、軍籍除籍 (выключение из воинского звания)、貴族身分剥奪 (лишение Дворянского достоинства)、カザーク身分剥奪 (выключение из казачьего звания)、佐官の子 (штаб офицерский сын)、尉官の子 (обер офицерский сын) といった身分の剥奪、下士官から兵士への降格、勲章 (знак отличия военного ордена)・1812年祖国戦争記念銀メダル (серебряная медаль установленная в память 1812 года) の剥奪などがある。最も多いのは軍籍除籍である。

(31) *Приказы по 2-й Армии*: Декабря 28 1820 № 120. 死刑囚氏名は筆者が省略した。

(32) *Приказы по 2-й Армии*: Мая 31 1821 № 43.

(33) 下士官兵には兵、上等兵、下士官のほか士官候補生が含まれる。少尉補は士官である。

第1図 1820-1825年の第2軍の下士官兵の軍法会議件数、被告人数、国外脱走兵数：軍法会議判決抜粋より作成



第1表 第2軍下士官兵の階級・身分に関する処罰：軍法会議判決抜粋より作成

処罰の名称	対象者人数	処罰の名称	対象者人数
軍籍除籍	297	半年間兵士に降格	1
カザーク身分剥奪	23	4か月間兵士に降格	1
貴族身分剥奪	6	兵士に降格（期限の定めなし）	23
尉官の子の身分剥奪	1	1812年記念銀メダル剥奪	17
佐官の子の身分剥奪	1	勲章剥奪	15
定年まで兵士に降格	1	年金受給権剥奪	1
一年間兵士に降格	1	曹長職解任	1

第2表 第2軍下士官兵の体罰・処罰：軍法会議判決抜粋より作成

体罰・処罰の名称	対象者人数
列間鞭刑	609
「鞭うちで処罰」(наказать кнутом)	85
「編み鞭で処罰」(наказать плетью)	6
「細枝鞭で処罰」(наказать палками лоз)	8
「木鞭で処罰」(наказать розгами)	4
「棒うちで処罰」(наказать палками)	24
営倉入り	7
体罰（телесное наказание、これ以上の記述なし）	1
教会で懺悔	16
減給	1
処置なし	19

② 体罰（第2表）

体罰としては列間鞭刑（шпицрутен）が最も多い。列間鞭刑を実施する兵士の数は、「千人」などと明確に規定される場合もあるが、「大隊編成での列間鞭刑」（прогнать шпицрутенном чрез комплектный батальон）としか書かれない場合もある。ここでは大隊編成とは1000人のことであるとして計算した⁽³⁴⁾。列間鞭刑は500回から6000回までが見られた。

③ 体罰後の処遇（第3表）

体罰後の処遇には、要塞での懲役、シベリアでの懲役⁽³⁵⁾、原隊復帰を含め第2軍のいずれかの部隊への復帰⁽³⁶⁾、第2軍外の近郊展開諸部隊への転属、第2軍外の遠隔地展開部隊への転属などがある。要塞懲役には1年、2年、3年、5年、期限の定めなし、永久（вечно, навсегда）といった種類があり、シベリア懲役には10年期限、期限の定めなし、永久（вечно, навсегда）の三種がある。懲役先要塞としては、第2軍展開地域内のベンデルイ、ヘルソン、アフティアルといった要塞が多いが、ボブリスク、ディナブルグなど第1軍駐留地域の要塞の名もあげられる。なお、シベリア懲役にせよ、要塞懲役にせよ、期限付き懲役では、期限満了後に原隊ないし第2軍外の部隊での勤務が、あらかじめ命じられている事例がある。

第3表 第2軍下士官兵の体罰後の処遇：軍法会議判決抜粋より作成

処遇の内容	対象者人数	処遇の内容	対象者人数
期限の定めのないシベリア懲役	176	永久要塞懲役	11
原隊復帰	159	期限10年のシベリア懲役	7
期限の定めのない要塞懲役	109	嚴重な監視付きで原隊復帰	10
期限1年の要塞懲役	56	原隊別中隊に転属	7
烙印押印	47	原隊別中隊に転属、嚴重に監視	7
遠隔地部隊に転属	29	期限3年の要塞懲役	6
シベリアないし送付地を定めぬ永久懲役	27	近郊の部隊に転属	5
修道院に引き渡し	21	教会法廷ないし文民法廷に送致	3
期限2年の要塞懲役	20	期限5年の要塞懲役	1
第2軍隷下他部隊に転属	16	親族に引き渡し	1
ドンに転属	16	解放	1
シベリア移民	12		

（2）各種処罰の相対的關係

① 階級・身分にかかわる処分

除籍者は、軍勤務に復帰しない。彼等は期限の定めのない懲役、あるいは永久懲役という形で、

(34) 付録3に見るように1個大隊はおおむね1000人よりなる。

(35) シベリアの代わりに「ネルチンスク」と具体的に書かれる事例もある。また具体的な地名が示されていない事例も1件ある。

(36) 原隊復帰となる場合は、通常、再宣誓が課される。

でなければ親族への引き渡し、シベリア移民、文民法廷・宗教法廷への移送といった形で軍から離れた。除籍者297人のうち、期限の定めなしないし永久に要塞懲役に送られたものが97人⁽³⁷⁾、10年ないし期限の定めなしないし永久にシベリアに送られたものが184人⁽³⁸⁾、それら以外の事情で軍の管轄下から逃れたものが16人⁽³⁹⁾である。

また1－5年期限の要塞懲役では、被告は軍籍を除籍されない。89例中46例では、懲役後の勤務復帰が命令書に明記されている。ただし、10年の期限のついたシベリア懲役刑では9人中8人までが軍籍を除籍されており、これは事実上の無期懲役である。

② 体罰

体罰には、列間鞭刑とは別に、「鞭うちで処罰」(наказать кнутом)、「編み鞭で処罰」(наказать плетьюми)、「棒うちで処罰」(наказать палками)、「細枝鞭で処罰」(наказать палками лоз)、「木鞭で処罰」(наказать розгами)がある。これらはそれぞれ異なった処罰である。「鞭うちで処罰」と「編み鞭で処罰」は軍籍を剥奪され、不定期ないし永久に要塞懲役なりシベリア懲役なりに送られるものに適用される。あとで見ると列間鞭刑は適用範囲が極めて広い。「棒うちで処罰」、「細枝鞭で処罰」、「木鞭で処罰」は微罪にしか適用されない。「棒うちで処罰」については、第16師団長でキシニョフ秘密結社の最高幹部でもあったエム・エフ・オルロフ少将が、「現場指揮官の判断で打撃30まで」、連隊長の判断で打撃100まで与えうると述べており⁽⁴⁰⁾、そもそも軍法会議にかける必要のない処罰である。つまりこれは、裁判にかけてみたものの、被告の罪状ないし勤務成績が到底厳重な処罰に値するものではなかったもので、ごく軽微な処罰を与えたものである。

A 「鞭うちで処罰」(наказать кнутом)

「鞭うちで処罰」は85人に適用され、打撃回数は最高101回、最低21回、平均36回である。

85人のうち、67人は軍籍を、8人はカザーク籍を除籍され、いずれもシベリアないし要塞に懲役に送られている。3人はカザークで軍籍を除籍されずにドンに転属となった。残り7人は軍籍除籍と記述されてはいないが、期限の定めのないシベリア懲役刑となっており、うち3人は烙印も押印されているので、軍籍除籍の文言が書き落とされたものと思われる。

85人中、後に勤務復帰したのはドンに転属となったカザーク3人だけで、残りはシベリア永

(37) 期限の定めのない要塞懲役が89人、永久要塞懲役が8人である。

(38) 10年の期限付きのシベリア懲役8人、期限の定めのないシベリア懲役151人、永久シベリア懲役25人である。

(39) シベリア移民が10人、自己去勢による修道院送致が2人、文民法廷・宗教法廷への送致が2人、貴族出身者で憂鬱症により親族の手元に返されたもの1人である。親族のもとに送り返されたのはラエフスキー事件で知られる士官候補生シニョフである。彼は「憂鬱症」により、勤務中に行方をくらましたので問題となっていた。詳しくは以下を参照されたい。松村岳志「1822年の第16歩兵師団における軍事クーデター予備事件(ラエフスキー事件)」。なお、期限の定めのない要塞懲役・シベリア懲役が必ず除籍を意味するわけではなかった。期限の定めのないシベリア懲役176人中25人、10年の期限付きシベリア懲役9人中1人、期限の定めのない要塞懲役109人中20人は軍籍を除籍されていない。

(40) 1820年11月13日の連隊長向け秘密指令791号：М. Ф. Орлов, *Капитуляция Парижа: политические сочинения: письма*, Москва, 1963, стр. 71.

久懲役が20人、期限の定めのないシベリア懲役が59人、10年のシベリア懲役が1人、シベリア移民が1人、期限の定めのない要塞懲役が1人である。つまり「鞭うちで処罰」された85人中82人までが事実上の無期懲役となっていた。

85人は全強盗犯56人中37人、全殺人犯40人中20人、勝手な越境者全10人中9人⁽⁴¹⁾、貨幣偽造犯全11人中8人、瀆聖犯全8人中7人、国境線・防疫線の勝手な通過許可犯全35人中6人⁽⁴²⁾、上官反抗犯全37人中6人、軍法会議の席上で絶対に勤務継続の意志がないことを宣言したもの全31人中4人、殺人未遂犯6人中3人、脱走兵捜索隊に抵抗したもの全10人中3人を含む。特に重大なこうした刑事犯は、この方法で処罰されたのである。

B 「編み鞭で処罰」(наказать плетью)

同様に重い処罰だが、この処罰を受けた6人のなかには、殺人や強盗のような、一般刑法から見て重罪となる犯歴を持つものはいない。窃盗と法廷侮辱を重ねたカザーク1人は、25の打撃を受けたあと勲章を剥奪されるだけで済み、軍籍除籍も懲役刑にもならなかった。残り5人は軍籍除籍の後、51の打撃を受け、期限の定めのないシベリア懲役となった⁽⁴³⁾。

C 列間鞭刑(шпицрутен)

対象者は609人おり、最多打撃数は6000、最低は500、平均は2155回である。対象者中には軍籍を除籍されたものが216人おり、これと一部重複して、何らかの形で事実上無期懲役になったものが239人⁽⁴⁴⁾いる一方で、期限付きで懲役になったものが83人おり⁽⁴⁵⁾、何らかの形で処罰後ただちに勤務に戻ったものが278人⁽⁴⁶⁾いる。同じ6000回の列間鞭刑を受けた11人のなかでも、軍籍を除籍されて事実上の無期懲役になったものが5人いる一方で、処罰後ただちに勤務に復帰したものが5人いるなど、この処罰の評価は難しい。

D 「棒うちで処罰」(наказать палками)

対象者は24人で最大打撃数は100、最小打撃数は25である。ただし、3人は打撃数の記載がない。この3人を除いた残り21人の平均打撃数は75回である。対象者は軍籍を維持し、処罰後

(41) 脱走とは異なり、勤務を離れる意図のない越境行為である。例えば、ドン・カザーク、ベギドフ連隊のカザーク6人は夜間にトルコ領に越境して強盗行為を働いている (*Приказы по 2-й Армии*: Апрель 18 1820 № 50)。

(42) 多くの場合、金品の受け取りと引き換えに越境を認めたものだが、疫病発生による防疫線の越境も含んでおり、今日的観点から見ても危険な行為である。

(43) この5人の罪状は脱走(2人)、偽名使用、放浪、自殺未遂である。

(44) 内訳は期限の定めのない要塞懲役103人、永久要塞懲役11人、10年の期限付きシベリア懲役8人、期限の定めのないシベリア懲役110人、シベリア永久懲役7人となる。

(45) 内訳は1年間の要塞懲役56人、2年間の要塞懲役20人、3年間の要塞懲役が6人、5年間の要塞懲役が1人となる。

(46) 内訳は原隊復帰138人、原隊に復帰して厳重な監視下に置かれるもの10人、第2軍隷下の別部隊に転属となるもの14人、原隊の本属とは別の中隊に転属となるもの7人、原隊の本属とは別の中隊に転属となり、厳重な監視下に置かれるもの7人、遠隔地部隊への転属20人、近郊部隊への転属5人、ドンに転属のカザーク13人、処罰の記載はないが、微罪ゆえに原隊に復帰したと思われるもの59人、降格等4人、過失致死により起訴されたが原隊に復帰したと思われるもの1人である。

は基本的に勤務に復帰している⁽⁴⁷⁾。罪状では注意報告義務過怠⁽⁴⁸⁾が12人と半数を占める。

E 「細枝鞭で処罰」、(наказать палками лоз)

対象者は8人で最大打撃数は200、最低は75、平均は122である。軍籍除籍者はおらず、原隊復帰との明記もないが、全員微罪ゆえに処遇を記載されなかったものと思われる。8人中6人は居酒屋での乱闘で起訴された。

F 「木鞭で処罰」(наказать розгами)

対象者4人中3人は国外脱走初犯で、処罰後原隊に復帰した。残る1人は自殺未遂が直接の罪状で、処罰後の処遇についての記載がない⁽⁴⁹⁾。4人とも軍籍を除籍されていない。

③ 体罰後の処遇

体罰後の処遇には、要塞での懲役、シベリアでの懲役、原隊復帰を含めて第2軍諸部隊での勤務、第2軍外の近郊展開諸部隊への転属、第2軍外の遠隔地部隊への転属などがある。体罰後の扱いについてはしばしば命令書に記載がない。そこで、微罪や降格人事で、体罰後の勤務復帰が自明である事例を「記載のない勤務復帰」としたのが表4である。

記載の有無にかかわらず、軍法会議と体罰のあと直ちに勤務に復帰した380人のなかでは、列間鞭刑を受けたものが275人、「鞭うちで処罰」されたものが3人、「編み鞭で処罰」されたものが1人、「棒うちで処罰」が21人、「細枝鞭で処罰」が8人、「木鞭で処罰」されたものが1人で、71人は何の体罰も受けていない。

期限付き懲役(1-5年の要塞懲役)の後で勤務に戻る83人全員が列間鞭刑を受け、その回数は最大4000、最低1000で、平均2000であった。列間鞭刑以外の体罰の例はない。

期限の定めのないシベリア懲役は176人と非常に対象者の数が多い。そのうち151人は軍籍を除籍されている。体罰との関連で見ると、列間鞭刑を受けたあとでシベリア流刑になっているものは111人おり、また、列間鞭刑ではなく「鞭うちで処罰」を受けたものが59人いる。両方合わせると170人となり、期限の定めのないシベリア流刑となったもの(合計176人)はほとんどこの範疇に属する。

期限の定めのない要塞懲役となった108人のうち88人は軍籍を除籍された。また、この108人のうち102人は列間鞭刑を受けており、1人は「鞭うちで処罰」されている。残り5人は体罰の記載がなく、うち2人は「体罰免除」(освободить от наказания)、ないし「体罰なしで」(без наказания)と記載されている。

烙印押印された47人は全員が「鞭うちで処罰」されている。そのうち11人はシベリア永久懲役刑、36人は期限の定めのないシベリア懲役刑となっている。

(47) 勤務復帰が明記されたもの4人、何の記載もないが罪状が微罪なので勤務復帰が確認できるもの19人、除籍かつ期限の定めのないシベリア懲役刑となったもの1人である。

(48) 路上に金品が落ちていたのを届けず放置していた、自殺志願者の刃物入手を防げなかった、同僚の犯罪を直ちに報告しなかったといった内容である。

(49) 第6工兵大隊フーラ馬車運転兵の何某である。彼は脱走と窃盗とで列間鞭刑に処されることを恐れて自殺未遂を図った。実際には若年かつ初犯ゆえ列間鞭刑は免除されることになっていた。Приказы по 2-й Армии: Мая 3 1823 № 74.

シベリア永久懲役となった27人のうち25人は除籍となった。27人のうち20人は「鞭うちで処罰」されており、残り7人は列間鞭刑となっている。

シベリア移民となった12人のなかには軍籍除籍になっていないものが2人いるが、これらについてはいずれも「老齢を考慮して」(по уважению престарелых его лет)との文言が見られ、わざわざ除籍にする必要すらなかったのではないかと思われる⁽⁵⁰⁾。

以上のように当時の第2軍の下士官兵に対する各種処罰には、一定の組み合わせの法則があった。もっとも重い処罰としては、除籍され「鞭うちで処罰」されるケースがある。この場合ほぼ確実にシベリアに無期懲役以上で送られ、しばしば烙印を押印される。つぎに除籍と列間鞭刑のあとでシベリアないし要塞に無期懲役以上で送られるケースがあり、この場合、烙印はない。三番目は5年未満の期限付きで要塞に送られるケースで、これは除籍も、「鞭うちで処罰」も免れ、必ず列間鞭刑を受ける。四番目に列間鞭刑のあとで勤務に復帰するというものがある。最後に「棒うちで処罰」、「細枝鞭で処罰」、「木鞭で処罰」といった、軽い処罰を受けたものは軍籍を除籍されず、処罰後そのまま勤務に復帰している⁽⁵¹⁾。

3 下士官兵の犯罪

(1) 脱走初犯のみの被告に対する処罰内容の変化

被告836人中、国内外の脱走だけしか犯歴のないものは269人で、うち252人は国外脱走兵である。被告人総数と全国外脱走兵数とを連隊別に示したのが第2図である。第2図は、犯罪、特に国外脱走が特定の連隊に集中していることを示す。当然のことながら、国境近くの第16、第17師団隷下諸連隊が国外脱走兵の大部分を出している。罪状と処罰との関係は必ずしも首尾一貫してしない。これは国外脱走兵死刑命令の経緯を見れば明確である。第2軍は1820年3月5日の命令第25号でこの命令の発布以降の国外逃亡者を死刑にすることを決定し、1820年7月25日の命令第85号では、実際に国外逃亡兵3人を銃殺に処した。しかし、1820年12月28日の命令第120号でヴィトゲンシュタインは脱走兵に対して銃殺の準備を整え、最後の瞬間に銃殺を取りやめるよう命令した。さらに、1821年5月31日の命令第43号では、国外脱走兵が激減したことを理由に国外脱走兵への銃殺措置を撤回している。同じ犯罪に対する処罰が時によって異なるのである。

(50) 両名とも18世紀末に脱走したもので、「処罰無し」(без наказания)とされている。一方はナシェブルグ連隊兵士で、1799年に国外に脱走し、プロイセン軍およびオーストリア軍に合計17年間勤務し、その後帰国し、放浪中に捕縛されたものである。もう一方は1796年に国外脱走し、1808年までプロイセン軍に勤務していたアプシェロン連隊兵士で、こちらもロシアに帰国して放浪中に捕縛された(Приказы по 2-й Армии: Декабрь 28 1820 № 120.)。残りのシベリア移民10人は全員軍籍を除籍されており、1人は「鞭うちで処罰」を、8人は列間鞭刑を受けている。列間鞭刑を免れたものの1人は「27年におよぶ勤務、多くの会戦への参加、そして老齢」を理由に、懲役ではなく、シベリア移民となったもので、おそらく同じ理由で列間鞭刑を免れたものだろう。彼については「処罰無しで勤務解除」(избави от заслуженного наказания)と書かれている。

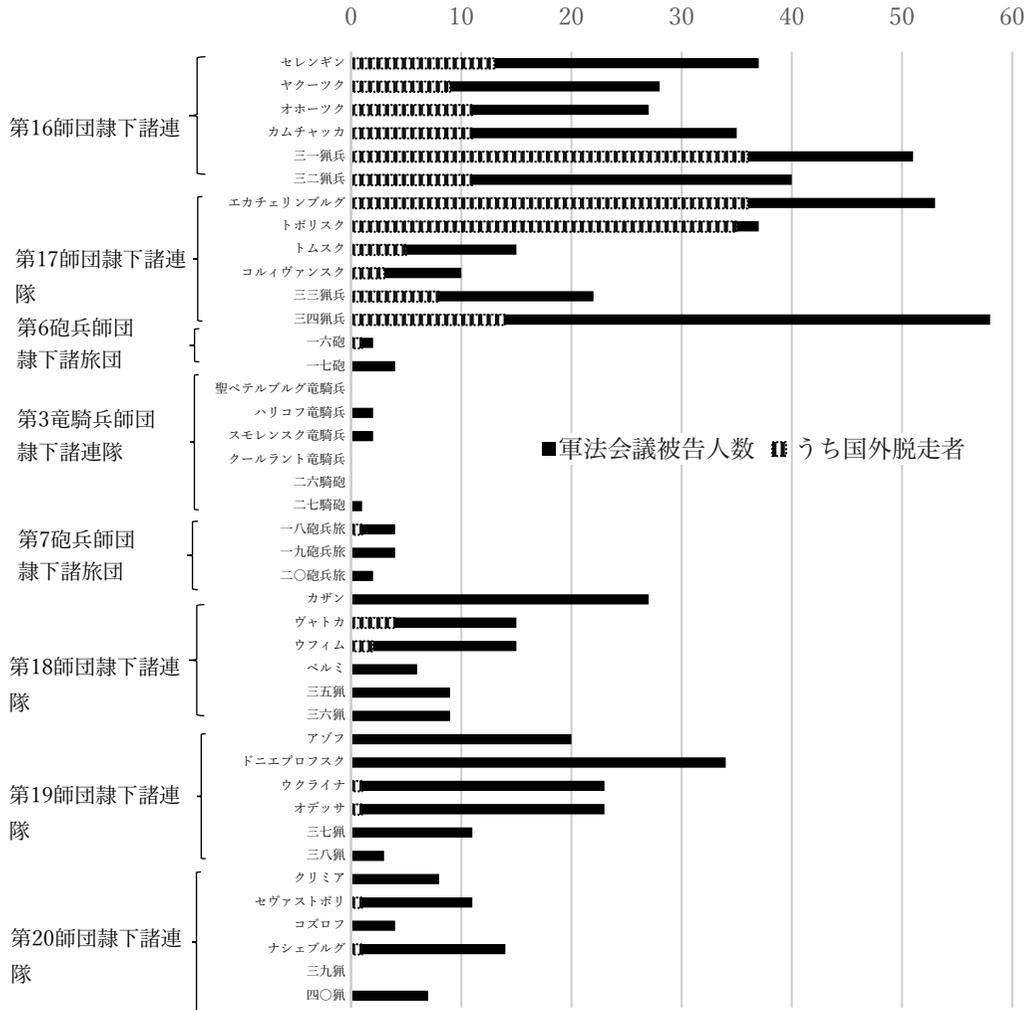
(51) さらに営倉入りの7人、減給の1人、処分無しの19人がある。

第4表 第2軍下士官兵の裁判後の処遇（記載なきものもふくむ）：軍法会議判決抜粋より作成⁽⁵²⁾

合計 836人	勤務継続 464人	勤務復帰 380人	記載のある勤務復帰 249人	そのまま原隊復帰	159
				原隊復帰、特別監視	10
				第2軍隷下別部隊に転属	16
				原隊、本属とは別の中隊に転属	7
				原隊、本属とは別の中隊に転属・特別監視	7
				遠隔地部隊に転属	29
				近郊部隊に転属	5
				ドン転属	16
				記載なし降格・勲章剥奪・曹長解任	23
				記載なし過失致死	8
	期限付き勤務離脱83人	記載なし微罪	100		
		要塞懲役1年	56		
		要塞懲役2年	20		
		要塞懲役3年	6		
	事実上の無期懲役332人	要塞懲役5年	1		
		期限の定めのない要塞懲役	109		
		永久要塞懲役	11		
		シベリア懲役10年	9		
		期限の定めのないシベリア懲役	176		
		シベリア他永久懲役	27		
	事実上の無期懲役合計	332			
	勤務より解放41人	銃殺	3		
		親族引き渡し	1		
修道院引き渡し		21			
文民法廷・宗教法廷に送致		3			
シベリア移民		12			
解放		1			

(52) 原隊復帰159人中、138人は列間鞭刑を受けた（最大4000、最低500、平均1616回）が、「鞭うちで処罰」や「編み鞭で処罰」されたものは一人もいない。原隊復帰・特別監視の10人も全員列間鞭刑（1000回ずつ）のみで、「鞭うちで処罰」や「編み鞭で処罰」されたものはいない。第2軍隷下別部隊に転属の16人中14人は列間鞭刑を受け（最高6000、最低500、平均1964回）、2人は「棒うちで処罰」25回を受けた。原隊、本属とは別の中隊に転属の7人も列間鞭刑（最高3000、最低1000、平均1571回）のみで、「鞭うちで処罰」や「編み鞭で処罰」されたものはいない。原隊、本属とは別の中隊に転属して厳重な監視を受ける7人は全員列間鞭刑1000回を受けた。遠隔地部隊転属の28人中列間鞭刑を受けたものが19人（最高3000、最低500、平均1950回）で、残り9人は何の体罰も受けていない。近郊部隊に転属の5人は全員2000から1000の列間鞭刑を受けた。平均打撃数は1500である。ドン転属となった16人のうち13人は列間鞭刑を受け（最高3000、最低1500、平均2500回）、3人は25回ずつ「鞭うちで処罰」されている。降格・勲章剥奪・曹長解任等を受け、その後の処遇の記載がないものの、勤務に復帰したと思われる23人の中では1500-500回の列間鞭刑を受けたものが4人、編み鞭25発を受けたものが1人、細枝鞭で200回打たれたものが1人、体罰を受けていないものが17人である。過失致死事件を起こし、その後の処遇の記載がないものの、勤務に復帰したと思われる8人はいずれも体罰を受けていない。微罪で起訴され、その後の処遇の記載がないものの、勤務に復帰したと思われる100人のうち、58人は列間鞭刑（最高4000、最低500、平均1371）を受け、19人は「棒うちで処罰」（最高は200、最低は50、平均で86回）を受け、7人は「細枝鞭で処罰」されており、その回数は200-75回で平均は111回である。また1名は200回「木鞭で処罰」された。残り15人は体罰を受けていない。

第2図 1820-1825年の第2軍諸連隊の下士官兵被告人、国外脱走兵数)：軍法会議判決抜粋より作成⁽⁵³⁾



(53) 第2軍隷下の歩兵、騎兵、砲兵の各連隊しか入れていない。実際にはカザーク、工兵、憲兵、補給部属員にも被告はいるがこれらは除外した。また、当初より第2軍隷下でない部隊や1820年6月7日の第2軍命令書第68号(Приказы по 2-й Армии: Июня 7 1820 № 68.) 発令以前に第2軍から第1軍へと転属となった部隊の兵員も除外した。

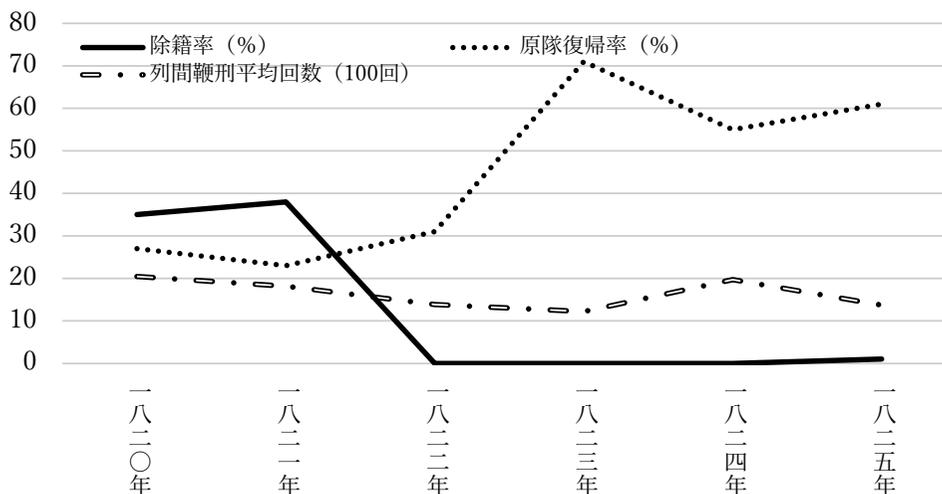
第3図は1820年から1825年までの国外脱走初回で捕縛された、脱走以外に犯歴のない下士官兵の処遇の変化を示す⁽⁵⁴⁾。1820年、1821年には容疑者の四割が軍籍を除籍されたが、1822年以降はそれがほとんどゼロになる。実際、脱走以外の犯歴がなく、かつ脱走初回で軍籍除籍になった26人のうち24人は、1820年8月19日の第2軍命令書第95号から1821年9月7日の第2軍命令書第61号にでてくるのである。1822年以降でも、脱走以外の犯歴がなく、かつ脱走が1回だけという被告は101人いるが、そのなかで軍籍除籍となったものは2人しかいない。彼等に適用される列間鞭刑の回数も1824年を除き、漸減傾向にある。反対に容疑者がそのまま原隊復帰する確率は、1820年と21年には3割未満だったのが1823年には6割まで上昇する。従って、この程度の罪で銃殺となった3人、軍籍除籍となった26人は、第2軍司令部が処罰を適当に強めたり弱めたりしたその犠牲になったのである。当時の第2軍では処罰はかなり恣意的に運用されていた。

(2) 第2軍の処罰の傾向

① 脱走以外に犯歴のないもの

脱走以外の犯歴のないものについては、脱走の回数及び国内脱走・国外脱走の相違、そしてその後の処罰にはっきりした傾向がみられる。彼らのうち、2回以上脱走したものは75人、1回しか脱走していないものは194人である。

第3図 国外脱走初犯の兵士に対する処遇の変化：軍法会議判決抜粋より作成⁽⁵⁵⁾



(54) ここには1820年に3人の兵士が銃殺されたことは反映されていない。また、国境勤務中の脱走34人や脱走中に官品を紛失した42人は、のちに見るように本稿では脱走ではなく、それぞれ独立した犯罪とみなした。

(55) 脱走以外の罪を犯したものも含めている。

A 脱走以外の犯歴がなく、脱走が1回だけのもの

1回しか脱走していない194人のうち、国外に脱走したものは151人、国外脱走は未遂で、国内脱走となったものが16人、脱走範囲が国内にとどまり、未遂も含めて国外脱走に関する記述がないものは27人である。

1回しか脱走していない兵員に対する処罰は列間鞭刑が支配的で、194人中174人が列間鞭刑にあっており、「鞭うちで処罰」、「編み鞭で処罰」を受けたものはゼロ、「棒うちで処罰」されたものは3人、「細枝鞭で処罰」されたものはゼロ、「木鞭で処罰」されたものは3人である。つまり、194人中181人が何らかの体罰にあっていて、さらに既述のように3人は銃殺された。残り10人は何の体罰にもあっていない。また、194人のなかで軍籍を除籍されたものは26人しかいない。うち24人は、すでに見たように、1821年9月7日の第2軍命令書第61号までの軍法会議表判決抜粋に出てくるものである。

194人中、軍法会議のあと、体罰の有無にかかわらず、そのまま原隊復帰したものは88人である。期限の定めのないシベリア懲役が6人、10年の期限付きシベリア懲役が1人、期限の定めのない要塞懲役が18人である⁽⁵⁶⁾。1－3年の期限付き要塞懲役は29人におよんだ。そのほかシベリア移民となったものが3人、銃殺が3人、何らかの形で勤務に復帰したものが27人⁽⁵⁷⁾で、ここまでで175人となる。

(あ) 脱走以外の犯歴がなく、かつ脱走が1回だけで軍籍除籍となった26人

軍籍除籍者26人のうち、25人は国外脱走兵で、1人は国内脱走兵である。国外脱走兵25人のうち、24人は列間鞭刑を受けている。1人は「処罰を免除」(освободи от наказания)された。また、25人中6人は期限の定めのないシベリア懲役とされ、3人はシベリア移民とされ、16人は期限の定めのない要塞懲役とされている。ただし先に見たように、この26人の軍籍除籍者の大部分は1820年、21年に処罰されたものである。

(い) 脱走以外の犯歴がなく、かつ脱走が1回だけで軍籍除籍となっていない168人

同じように脱走1回以外に犯歴のないもので、軍籍が残ったものが168人いる。このうち国外脱走兵は126人で、国内脱走兵は26人、国外脱走未遂が16人である。これらのうちで列間鞭刑にあったものは国外脱走兵126人中112人、国内脱走兵26人中21人、国外脱走未遂者16人の全員である。合計149人が列間鞭刑を受けているのである。

168人のなかで期限の定めのないシベリア懲役となったものは一人もいない。これに対して原隊復帰となったものは87人におよんでいる。従って、脱走が1回あったとしても、特に1822年以降は、兵士は、軍籍を喪失することがめったになく、その場合、列間鞭刑のあとで、場合によっては1－3年の要塞懲役を務めた後で、原隊に戻ったのである。

(56) 永久シベリア懲役・永久要塞懲役はゼロであった。

(57) 27人の内訳は厳重な監視付きで原隊復帰となったものが10人、第2軍内別部隊に転属となったものが6人、近郊部隊に転属になったものが11人である

B 脱走以外の犯歴がなく、脱走が2回以上のもの

脱走累犯者の扱いは脱走初犯のグループとは異なる。彼らは合計75人で、うち国外脱走兵は14人、国外脱走未遂は3人にすぎず、残り58人は国内脱走兵である。脱走回数は平均3.84度になる。つまり、彼らは脱走の常習者である。75人のうち、49人までが軍籍を除籍され、71名が列間鞭刑で処罰されている。列間鞭刑の平均回数は2528回である。除籍49人の犯罪内訳は国外脱走兵8人、国外脱走未遂は2人、国内脱走が39人である。軍籍除籍とならなかった26人のうち、16人は1-2年の要塞懲役を科されている。

第5表 脱走しか罪を犯していない兵員の脱走回数・脱走先と軍籍除籍：軍法会議判決抜粋より作成

	脱走種別	除籍者	非除籍者	合計
脱走初回	国外脱走	25	126	151
	国外脱走未遂	0	16	16
	国内脱走	1	21	27
	小計	26	168	194
脱走二回以上	国外脱走	8	6	14
	国外脱走未遂	2	1	3
	国内脱走	39	19	58
	小計	49	26	75
	合計	75	194	269

従って、脱走以外に犯歴のない兵員には、第5表のように二種がある。一方は脱走初犯者である。彼らは、国外に逃亡するケースが多く、捕縛されても、列間鞭刑のあと除籍されず、原隊復帰が普通である。他方は脱走2回以上のもので、彼等は何度も脱走する職業的犯罪者として、折を見て軍籍を除籍され、シベリア懲役や要塞懲役に向けられたのである。

② 脱走以外の犯罪に手を染めたもの

A 犯罪内容

脱走以外の犯罪で軍法会議にかけられたものは566人で、そのうち脱走歴もあるのは275人である。その次に多い犯歴は窃盗の120人で、三番目の泥酔は71人だが、後者はさらに別の犯罪におよんだ事例がほとんどである。偽名の使用および経歴つまり所属部隊の詐称は69人である。強盗が56人。つぎに、身に付けていた銃や衣服を紛失した事例が42人、これは重罪になった⁽⁵⁸⁾。

(58) 支給された装備の紛失は重罪になった。第37猟兵連隊の一兵士は備品紛失が発覚して処罰されることを恐れて自殺を試みた (*Приказы по 2-й Армии*: Сентябрь 10 1822 № 103.)。ただし、この兵士は過去に二度の脱走を重ねており、また勤務成績が同僚に劣っていたがためにたびたび処罰されて、将来を悲観しており、装備品紛失により処罰されることは複合的な要因のひとつにすぎない。また、1821年5月に井戸に落ちて氣息奄々となった兵士に同僚がまず求めたのは、装備品の確認であった。Российский государственный военно-исторический архив (*далее РГВИА*), ф. 16232 оп.1, Дело 93. Следственное дело о смерти 40. Егерского полка рядового Христофора Гусака, вынутаго из колодезя, по коему обвинены того же полка Поручик Неверовский и

喧嘩・騒乱と殺人はそれぞれ40人であった。また上官に対する不服従が37人、防疫線通過の勝手な許可が35人、報告義務過怠・不注意が33人知られている。さらに、法廷での勤務継続拒否宣言が31人いた。これは上官の面前ないし法廷で、勤務の継続を公然と拒否したものである。さらに自己去勢者が25人いる。その最高階級は二等大尉であった。また虚偽供述が21人いる。なお、これとは別に、実際に生じていない殺人を自白したものが15人いた。これは、被告人が殺人を犯したことを申し立てたものの、調査の結果、申し立てそのものが虚偽であると結論付けられたケースで、その目的は裁判を遅延させて、脱走の時間を稼ぐことであったとされている。

B 犯罪内容に対する処罰

すでに見たように殺人、強盗のような刑事犯罪に類する重罪犯の多くは「鞭うちで処罰」されているが、国外脱走だけでこの処罰を受けたものはいない。

また、過失致死に対する処罰は軽微で、11人の被告中、1人が期限の定めなしのシベリア懲役と烙印を受けた⁽⁵⁹⁾が、残り10人は勤務に復帰している。特に小銃の暴発による過失致死7人のなかでは、列間鞭刑となったものは1人⁽⁶⁰⁾で、6人は裁判後教会で懺悔するだけで勤務に復帰した。自分が世話をしていた少佐を射殺した当番兵の処罰も懺悔のみである⁽⁶¹⁾。

第6表 1820-1825年の第2軍将兵に殺害された被害者の詳細：軍法会議判決抜粋より作成

被害者の詳細	殺人事件 被害者	過失致死 被害者	被害者の詳細	殺人事件 被害者	過失致死 被害者
男性			女性		
宿泊先主人	1	1	宿泊先主婦	0	1
居酒屋経営者男性	0	0	居酒屋経営者女性	1	0
地元住民男性	6	1	地元住民女性	5	1
脱走兵	2	0	女性小計	6	2
軍人（上官、同僚、部下）	4	3	性別不明	3	0
男性小計	13	5	男女合計	21	7

(3) 民間人への態度

同時に、様々な犯罪事例から第2軍将兵が、実包はともかく、銃や銃剣を個人で管理し、時に居酒屋にまで持ち込んだのは確実である。口論・喧嘩に際して銃剣、銃床、槍などで人を傷つけた下士官兵は少なくとも9人いた。第6表に見るように、こうした下士官兵の暴力の犠牲となるのは、地域住民であった。

Капитан Поликарпов, за не падание Гусаку в надлежащее время помочи и проч, л. 11 об, 12 об.

(59) 泥酔して宿泊先の主人と喧嘩し、相手の胸にナイフで突き刺したところ、相手が死亡したというもので、過失致死に含めるのは不適當かもしれない。

(60) 狩猟のため散弾を装填した小銃が宿舎で暴発し、民間人が死亡した事例である。Приказы по 2-й Армии: Мая 3 1823 № 74.

(61) Приказы по 2-й Армии: Декабря 31 1824 № 236.

5. 小括

1820年代前半の命令書や軍法会議資料に見る第2軍兵の犯罪と処罰との概観を通じて、以下三つの観察結果が得られる。

第一に、国軍当局は、国外逃亡犯のような重大な軍紀違反者よりも、むしろ、職業的な累犯者や殺人・強盗といった刑法犯の方を重く処罰した。従って第2軍の将兵は、戦闘集団の一員であることよりも、一般社会の平和的な住民であることを期待されていたのである。

第二に、将兵は日常的に武装しており、しばしば地域住民を傷つけた。

言い換えれば、当時の国軍将兵は、勇猛果敢な戦士たる以前に、ロシア社会の平和な一員たることを要求されており、それにもかかわらず、やはり彼らと一般社会の間には相当な距離があったのである。国軍そのものは、いまだに身分制に縛られつつも、ロシア人としての一体感を涵養する容器として機能していたが、それでもやはり、将兵は一般社会とは隔絶した存在だったのである。

さて、本稿冒頭で述べた筆者のこれまでの結論は、第一に国軍が国民的軍隊を標榜していたこと、第二に士官と下士官兵とが経済面も含めて家父長的關係で結びつき、強固な連帯感で結ばれていたこと、第三に国軍将兵と彼らに収奪される地域住民との關係が緊張に満ちたものだったことであった。

本稿で得られた観察結果は上記の三つの結論を裏書きするものと考えられる。国軍は国家のために戦う軍隊を標榜しつつも、国家や政府からある程度独立した、独自の利害關係を有する集団であった。このような特色はまさにテイラーのあげる軍事クーデターとしてのデカブリスト叛乱の前提である⁽⁶²⁾。

(62) Brian D. Taylor, *Politics and the Russian Army: Civil-Military Relations, 1689-2000*, Cambridge University Press, 2003, pp. 40-48.

付録1 1822年5月30日の第2軍命令書第71号による第2軍の編成（大隊以下省略）⁽⁶³⁾

第2軍					
総司令部	経理部	憲兵戦隊	予備廃兵第72中隊	混成教育大隊	第3移動兵器廠

第6歩兵軍団					
カザーク部隊					
第10ウラリスク連隊	ジュムリン大佐連隊	カルポフ中佐連隊	デニソフ中佐連隊	ヤノフ中佐連隊	
ボズデーエフ中佐連隊	イズヴァロフ中佐連隊	ベギドフ中佐連隊	ゴルビコフ少佐連隊 ⁽⁶⁴⁾	クシェニコフ中佐連隊	
第6砲兵師団					
第16砲兵旅団 ⁽⁶⁵⁾			第17砲兵旅団		
第16歩兵師団					
第1旅団		第2旅団		第3旅団	
セレンギン連隊 (3個大隊)	ヤクーツク連隊 (3個大隊)	オホーツク連隊 (3個大隊)	カムチャッカ連隊 (3個大隊)	第31猟兵連隊 (3個大隊)	第32猟兵連隊 (3個大隊)
第17歩兵師団					
第1旅団		第2旅団		第3旅団	
エカチェリンブルグ連隊 (3個大隊)	トボリスク連隊 (3個大隊)	トムスク連隊 (3個大隊)	コルィヴァンスク連隊 (3個大隊)	第33猟兵連隊 (3個大隊)	第34猟兵連隊 (3個大隊)
付属部隊：第6工兵大隊、第6架橋大隊、憲兵隊、第73予備廃兵中隊、第49・50輜重中隊、第6軍団病院、第16・第17歩兵師団病院					

第7歩兵軍団					
第3竜騎兵師団					
第1旅団			第2旅団		
聖ペテルブルグ連隊	ハリコフ連隊		スモレンスク連隊	クールラント連隊	
付属部隊：第27騎砲兵中隊、第28騎砲兵中隊					
第7砲兵師団					
第18砲兵旅団		第19砲兵旅団		第20砲兵旅団（予備軍）	
第18歩兵師団					
第1旅団		第2旅団		第3旅団	
カザン連隊 (3個大隊)	ヴァトカ連隊 (3個大隊)	ウフィム連隊 (3個大隊)	ペルミ連隊 (3個大隊)	第35猟兵連隊 (3個大隊)	第36猟兵連隊 (3個大隊)
第19歩兵師団					
第1旅団		第2旅団		第3旅団	
アゾフ連隊 (3個大隊)	ドニエプロフスク連隊 (3個大隊)	ウクライナ連隊 (3個大隊)	オデッサ連隊 (3個大隊)	第37猟兵連隊 (3個大隊)	第38猟兵連隊 (3個大隊)
第20歩兵師団（予備軍）					
第1旅団		第2旅団		第3旅団	
クリミア連隊 大隊数未確認	セヴァストポリ連隊 大隊数未確認	コズロフ連隊 大隊数未確認	ナシェブルグ連隊 大隊数未確認	第39猟兵連隊 大隊数未確認	第40猟兵連隊 大隊数未確認
付属部隊：第7工兵大隊、第7架橋大隊、憲兵部隊、予備廃兵第74中隊、第51輜重中隊、第52輜重半個中隊、軍団病院、第3竜騎兵師団病院、第18・19・20歩兵師団病院					

(63) Приказы по 2-й Армии, Мая 30 1822 №71.による。1820年6月7日命令68号（Приказы по 2-й Армии, Июня 7 1820 №68.）以降、1825年末まで中隊以上の単位が第2軍内外で異動したことはない。

(64) 原文Войскового Старшины

(65) 砲兵は師団、旅団、中隊と編成され、連隊・大隊は編成されていない。

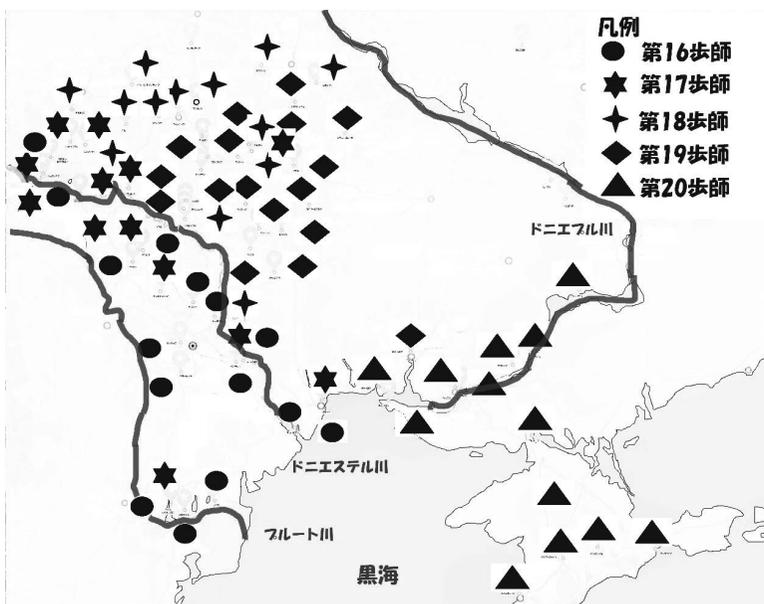
付録2 騎兵連隊の編成（6個中隊と予備中隊よりなる場合）⁽⁶⁶⁾

連隊						
第1戦隊（дивизион）		第2戦隊（дивизион）		第3戦隊（дивизион）		予備中隊
第1中隊	第2中隊	第3中隊	第4中隊	第5中隊	第6中隊	

付録3 歩兵・猟兵連隊の編成（3個大隊編成で第2大隊が基幹要員のみで編成されているもの）⁽⁶⁷⁾

連隊											
第1大隊			第2大隊				第3大隊				
第1擲弾兵中隊	第1マスケット銃中隊	第2マスケット銃中隊	第3マスケット銃中隊	第2擲弾兵中隊	第4マスケット銃中隊	第5マスケット銃中隊	第6マスケット銃中隊	第3擲弾兵中隊	第7マスケット銃中隊	第8マスケット銃中隊	第9マスケット銃中隊

付録4 1819-1825年の第2軍歩兵師団諸連隊の展開地域⁽⁶⁸⁾



(66) 1824年2月6日の第2軍命令書第25号（Приказы по 2-й Армии, Февраля 6 1824 № 25.）に添付された定数表による。連隊定数は大佐1名、中佐1名、少佐3名、大尉7名、二等大尉7名、中尉14名、少尉補21名、出納係中尉1名、宿営担当中尉1名、連隊副官中尉1名、戦列下士官126名、軍楽兵22名、戦列兵876名、戦列外士官相当者（軍医、獣医、司祭等）6名、戦列外定員（医務部属員、輜重官、各種職人等の後方要員）82名、当番兵93名となる。

(67) 1824年2月6日の第2軍命令書第25号に添付された定数表による。連隊定数は大佐1名、中佐1名、少佐5名、大尉5名、二等大尉7名、中尉12名、少尉12名、少尉補12名、出納係中尉1名、宿営担当中尉1名、大隊副官中尉3名、戦列下士官240名、軍楽兵93名、戦列兵2160名（第1大隊・第3大隊は兵920名よりなり、第2大隊のみ兵320名よりなる）、戦列外士官相当者5名、戦列外定員111名、当番兵97名である。

(68) Приказы по 2-й Армии: 1819 Февраля 16 № 26, 1819 Июля 29 № 74, 1819 Июля 30 № 76, 1819 Августа 16 № 88, 1820 Февраля 9 № 16, 1820 Мая 15 № 61, 1820 Мая 18 № 63, 1820 Августа 11 № 88, 1821 Марта 3 № 24, 1822 Мая 30 № 71, 1823 Марта 24 № 48, 1824 Апреля 24 № 78, 1825 Апреля 15 № 66. に見られる第2軍隷下歩騎砲兵部隊の所在地や演習の際の集合地点に関する情報より作成。

[付記] 本稿は、2015年、2016年、2017年、2018年、2019年に筆者が大東文化大学経済研究所のプロジェクト予算ならびに個人研究費でモスクワ及びペテルブルグに出張して資料収集を行った際の成果の一部である。